

資料提供  
令和8年5月14日  
課名：産業廃棄物対策課  
担当者：河原  
内線：2962  
直通電話：082-513-2964

## 産業廃棄物最終処分場（三原市）の設置許可取消訴訟控訴審に係る判決言渡しについて

県が行ったジェイ・エー・ビー協同組合の産業廃棄物最終処分場（三原市本郷町）の設置許可処分に対して、三原市及び竹原市の住民12名から提起された取消訴訟に係る控訴審について、本日、広島高等裁判所から、次のとおり、判決言渡しがありました。

※知事コメントは別紙のとおりです。

### 【判決の内容】

訴訟の内容	結果
産業廃棄物処理施設設置許可処分の取消請求（控訴審）	県の控訴認容 （住民の請求を棄却する）

### [参考1] 産業廃棄物最終処分場の概要

設置者	ジェイ・エー・ビー協同組合 代表理事 藤田 裕二 （東京都目黒区洗足二丁目17番21号）
所在地	三原市本郷町南方字観音平22179番地1外6筆
施設の種類	安定型最終処分場
施設能力	埋立面積：96,939 m <sup>2</sup> 、埋立容量：1,038,125 m <sup>3</sup>
埋立品目	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
設置許可年月日	令和2年4月23日
処分業許可年月日	令和4年8月26日

### [参考2] 裁判の経緯

令和2年4月23日	東部厚生環境事務所が産業廃棄物処理施設設置許可
令和2年7月15日	三原・竹原両市の住民12名が許可の取消しを求める訴えを広島地方裁判所に提起
令和5年7月4日	地裁判決（県敗訴：設置許可処分を取り消す）
令和5年7月14日	県が広島高等裁判所へ控訴
令和8年2月2日	結審
令和8年5月14日	控訴審判決

## 知事コメント

本日、広島高等裁判所において、産業廃棄物処理施設設置許可処分取消請求控訴事件について、県の控訴を認容し、広島地方裁判所の判決を取り消して、住民の請求を棄却する旨の判決言渡しがありました。

判決の詳細な内容については、まだ承知していませんが、県の主張が認められたものと受け止めております。

今後とも、法令に基づき適正に事務を執行するとともに、地域住民の皆様の御懸念を重く受け止め、廃棄物処理法に基づく監視指導を徹底してまいります。